平成２３年（フ）第４１２号
山梨県南アルプス市小笠原1651番地27
債務者　松永美代子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７９号
長野県安曇野市堀金烏川1555番地５、前住所長野県安曇野市穂高有明7452番地36
債務者　川上　哲也
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３９０号
静岡県熱海市相の原町９番31号　ベルエール熱海来の宮105、前住所静岡県伊豆市八木沢305番地の21
債務者　佐藤　千穂
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４２１号
静岡県熱海市下多賀1639番地の12　ルシーヌ南熱海Ⅱ302
債務者　小河　立子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３６号
三重県桑名市東正和台２丁目９番地７
債務者　黒田　展行
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
三重県桑名市大山田６丁目７番地181、前住所東京都渋谷区幡ヶ谷２丁目２番18―108号
債務者　田部　正樹
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
三重県四日市市山城町749番地　プレイスメゾン八光Ｂ棟103号
債務者　濱口　省二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２４９号
三重県四日市市采女が丘５丁目38番地
債務者　黒田　兼令
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第８９４号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目13番７号
債務者　増本美枝子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０７号
兵庫県尼崎市武庫豊町２丁目11番12号、前住所兵庫県尼崎市水堂町１丁目15番17号　ハイライフＡ401
債務者　大久保　旭
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９１４号
兵庫県尼崎市下坂部３丁目12番９号、前住所大阪市住之江区新北島４丁目１番１―1414号
債務者　浦澤　靖子（旧姓野村）
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９２９号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目３番１―1106号
債務者　川上喜代子
1　決定年月日時　平成23年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２１号
鳥取県境港市外江町3178番地１
債務者　岡　由希夫
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第１２３号
鳥取県境港市外江町3178番地１
債務者　岡　　七重
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第５８号
愛媛県今治市東村１丁目３番４号、前住所徳島市昭和町６丁目40番地の１、前々住所徳島市川内町旭野25番地４
債務者　村上　清美
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第１６９号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営住宅有安団地１棟102号
債務者　吉岡　絹子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１７０号
福岡県飯塚市有安965番地１　県営住宅有安団地１棟102号
債務者　吉岡　　陽
1　決定年月日時　平成23年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部